

# 総務文教常任委員会記録

令和3年11月24日

【開催日】 令和3年10月24日（水）

【開催場所】 第1委員会室

【開会・散会時間】 午後3時～午後3時11分

【出席委員】

委員長	長谷川 知 司	副委員長	宮 本 政 志
委員	伊 場 勇	委員	岡 山 明
委員	笹 木 慶 之	委員	古 豊 和 恵
委員	前 田 浩 司		

【欠席委員】

なし

【委員外出席議員等】

なし

【執行部出席者】

なし

【事務局出席者】

事務局長	尾 山 邦 彦	主査兼議事係長	中 村 潤之介
------	---------	---------	---------

【審査内容】

- 1 議案第87号に係る連合審査会の受入れについて
- 2 議案第88号に係る連合審査会の受入れについて
- 3 議案第93号に係る連合審査会の申入れについて
- 4 議案第94号に係る連合審査会の申入れについて

---

午後3時10分 開会

---

長谷川知司委員長 皆さんこんにちは。ただいまから総務文教常任委員会を行います。本日の審査日程は、お手元の資料にありますように、1、議案第87号に係る連合審査会の受入れについて。2、議案第88号に係る連合審査会の受入れについて。3、議案第93号に係る連合審査会の申入れについて。4、議案第94号に係る連合審査会の申入れについて。

一つずつ行きたいと思います。では、議案第87号山陽小野田市地域交流センター条例の制定については、民生福祉常任委員長から、本委員会と連合審査会を開催して審査したいとの申出がありましたので、御協議願います。皆さんどうでしょうか。

笹木慶之委員 今委員長は議案第87号だけを言われましたが、この4件関連のあることですから、一緒にされたらいいんじゃないですか、一式で。

長谷川知司委員長 一応議決は1件ずつ必要ですので、意見としては一緒にお聞きして、議決は1件ずつということにしましょう。

笹木慶之委員 今申し上げましたように、議案第87号の地域交流センター条例の制定について、議案第88号山陽小野田市福祉センター条例の一部を改正する条例の制定について、議案第93号山陽小野田市複合施設設置条例の一部を改正する条例の制定について、議案第94号山陽小野田市公民館条例を廃止する条例の制定については、もちろん議案一本ずつですが、関連する事案として、むしろ我々から連合審査をお願いしたいと申し出るべきだと思いますが、いかがでしょうか。

長谷川知司委員長 笹木委員から、連合審査については是非こちらからもという声がありました。皆さん、どうでしょうか。

伊場勇委員 今、議案第87号と議案第88号の申入れが来ているわけですね。それは民生福祉常任委員会から2件申入れがあったわけですね。その点については、物すごく関連する事案でもありますし、大きな変化を伴うと思うので、総務文教常任委員会としても、連合審査すべきだと思っています。続けていいですか。

長谷川知司委員長 はい、いいですよ、どうぞ。

伊場勇委員 議案第93号山陽小野田市厚狭地区複合施設条例の一部を改正する条例の制定については、民生福祉常任委員会との関連があるので、民生福祉常任委員会と連合審査会を開催して、審査するようにお願いしたいと思います。笹木委員が言われたことと一緒にです。

長谷川知司委員長 それと議案第94号は、どうですか。

伊場勇委員 では、あわせて議案第94号山陽小野田市公民館条例を廃止する条例の制定については、民生福祉常任委員会と関連があるので、民生福祉常任委員会と連合審査会を開催して、審査するようにお願いします。笹木委員が先ほど申されましたが、改めてお願い申し上げます。（「主の民生福祉が申し入れたので、受入れの議決が必要です。2も同じです。3と4は、主たる総務文教の議案を従たる民生福祉に申し入れるので、その議決が必要です。そこをおさらいしていただいて、1個ずつお願いします」と呼ぶ者あり）

長谷川知司委員長 再度確認いたします。議案第87号、第88号は、民生福祉常任委員会が主として審査されますが、うちも連合で行くと。続きまして議案第93号、第94号については、うちが主の審査を行いますが、民生福祉常任委員会も関連するので、一緒に審査してもらいたいという申出です。それでこれについて決を採る前に意見があればお願いします。

笹木慶之委員 結果論として、結果としてそういう形に見えるんですが、この条例をよく読んでみたら、例えば複合施設の一部改正辺りについては、地域交流センター条例で定めるところとの関連が出ているわけですよね。これは双方同じウエートですよ。だから公民館条例も、なぜ廃止かというたら、理由は、交流センターに移管するということだから、結果的にこっちが廃止されるということなんですよね。ということは、やっぱり双方がきちっと整理しないと進まんと思いますよ。

中村議会事務局主査兼議事係長 おっしゃることは理解できるんですけども、付託されたのが、1番と2番は民生福祉常任委員会に付託されています。向こうが主の所管委員会です。この議案の中では総務文教常任委員会も所管する部分があるので一緒にしましよと、主たる委員会から従たる委員会にもう申入れされていますので、うちは受入れの議決をするだけで連合審査としては成立するものになります。2番も同様です。3番と4番は、今、総務文教常任委員会に付託された議案です。主が総務文教常任委員会になりますので、こちらで、この議案の中に民生福祉常任委員会の所管する部分があるので、従たる民生福祉常任委員会に申し入れて、向こうが受け入れることになれば、連合審査会に向けては、それで事が足りるということです。つまり、手続論の話になろうかと思います。

笹木慶之委員 もちろん理論はそういうことなんです。だけど、例えば議案第94号だけを見てみると、全く何も分からんわけですよ。経過措置の中にちょっと書いてあるぐらいのことで。要は、丸ごとそっちに動くわけやね。その内容が分からんことには、物を言いようがないわね。ということになるから、意味合い的には分かるんだけど、しっかり中身を精査せんといけんですよということを申し上げたわけです。

長谷川知司委員長 皆様方から意見をお聞きした中では、連合審査についての反対意見はなかったということです。では、お諮りします。まず一つずつお諮りします。議案第87号につきましては、民生福祉常任委員会との連合審査の開催につきまして、民生福祉常任委員長の申出に同意することに賛成の方の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

長谷川知司委員長 全員賛成と認めます。では、その旨を民生福祉常任会に回答します。続きまして、議案第88号山陽小野田市福祉センター条例の一部を改正する条例の制定については、民生福祉常任委員会との連合審

査会の開催につきまして、民生福祉常任委員長の申出に同意することに賛成の方の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

長谷川知司委員長 全員賛成と認めます。そのことを民生福祉常任委員長に回答します。では、続きまして、議案第93号山陽小野田市厚狭地区複合施設条例の一部を改正する条例の制定については、民生福祉常任委員会との関連がありますので、民生福祉常任委員会と協議し、連合審査会を開催して審査したいと思いますが、御異議ありませんか。(「異議なし」と呼ぶ者あり)異議なしと認めます。では、この旨を民生福祉常任委員会に申し入れます。お諮りします。議案第94号山陽小野田市公民館条例を廃止する条例の制定については、民生福祉常任委員会と関連がありますので、民生福祉常任委員会と協議し、連合審査会を開催して審査したいと思いますが、御異議ありませんか。(「異議なし」と呼ぶ者あり)異議なしと認め、そのように決定しました。このことを、民生福祉常任委員会の委員長に申し入れます。その他はありますか。

伊場勇委員 連合審査会を開催する日時場所等については、長谷川委員長が、民生福祉常任委員長と協議して決定していただきたく、一任したいと思いますが、いかがでしょうか。

長谷川知司委員長 よろしいでしょうか。(「異議なし」と呼ぶ者あり)連合審査会を開催する日時と場所につきましては、民生福祉常任委員長と協議する必要がありますので、委員長に任せていただきたいと思います。よろしいでしょうか。(「はい」と呼ぶ者あり)では、決まり次第、皆様方に通知します。以上で、本日の総務文教常任委員会を終了します。お疲れ様でした。

---

午後 3 時 1 1 分 散会

---

令和 3 年（2021 年） 1 1 月 2 4 日

総務文教常任委員長 長谷川 知 司